

令和5年4月以降における個人情報保護制度

本市が条例で規定することができない事項

全国共通のルールに統一するため、
改正法の規定(条文)が、そのまま本市に適用される事項

- 個人情報の取扱い(収集、利用、提供等)
- 個人情報の開示、訂正及び利用停止請求等の制度
- 行政機関等匿名加工情報提供制度 等

本市が条例で規定する事項

本市が条例で定める必要がある事項(委任事項)
【定めることが必須】

- 開示請求等に係る手数料
- 行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約に係る手数料

本市が条例で独自に定めることができる事項
【定めることは任意】

- 条例要配慮個人情報
- 個人情報ファイル簿に準じた帳簿の作成・公表
- 不開示情報の範囲
- 開示決定等(延長決定等、利用停止等)の期限
- 審査会への諮問(審査請求に係る諮問、及び個人情報の適切な取扱いを確保するための意見聴取)